

令和2年11月25日

保護者様

清水町教育委員会

### 新型コロナウイルス感染者発生の際の休校措置について（通知）

皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関し、本町ならびに本町教育委員会の対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、静岡県では、県内の新型コロナウイルス警戒レベルを11月13日に警戒レベル4の「県内警戒、県外警戒」へ引き上げるなど、県内の感染者が増加しております。

今後、町内学校等関係者（幼児、児童生徒、教職員等）に感染者が発生した場合、保健所の指導の下、当該学校（園・所）の臨時休業を実施する場合があります。

なお、臨時休業を実施する場合の期間等は、下記のとおりとなりますので、ご承知おきください。

#### 記

##### 1 臨時休業する期間について

- (1) 感染者の濃厚接触者が特定されるまでの間
- (2) 施設の消毒作業が完了するまでの間
- (3) 確定された濃厚接触者のP C R検査結果が判明するまでの間

##### 2 感染者の学校等への登園、登校について

- (1) 感染者の治癒が確認されるまでの間は、保健所の指導と学校保健安全法第19条に基づき、校長（園長）が出席を停止させる。（保育所、放課後児童教室も同様とする。）

##### 3 濃厚接触者（P C R検査結果が陰性だった者）の学校等への登園、登校について

- (1) 保健所の判断のもと、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は、学校保健安全法第19条に基づき、校長（園長）が出席を停止させる。（保育所、放課後児童教室も同様とする。）